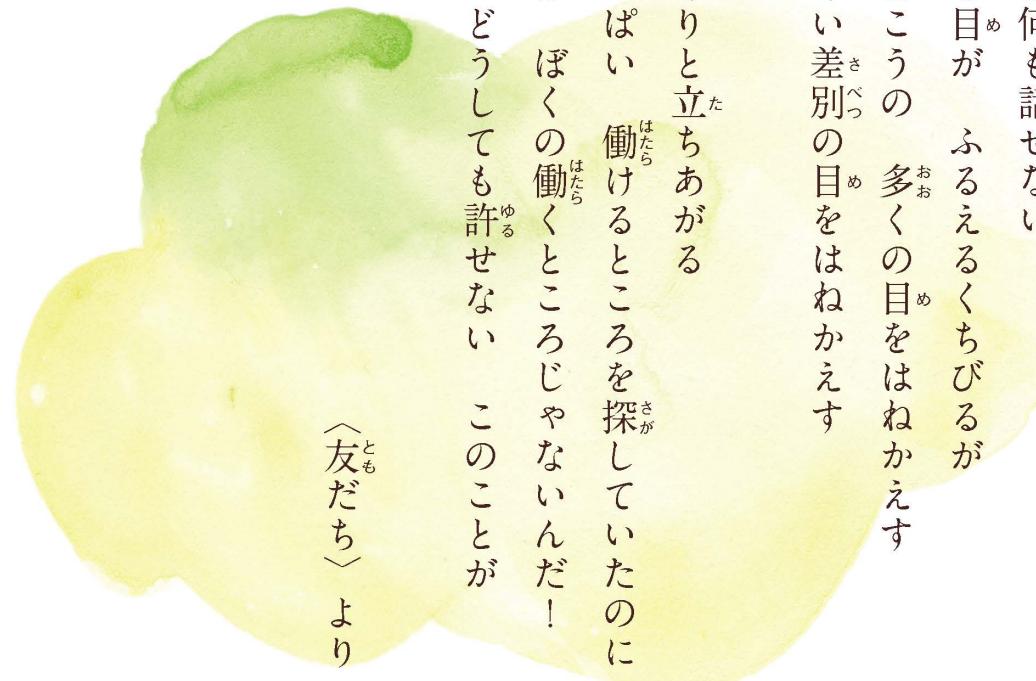




こうせい さいようせんこう じつげん 公正な採用選考の実現へ



（友だち）より

ゆつくりと立ちあがる
力いっぱい 働けるところを探していだのに
ここはぼくの働くところじゃないんだ！
でも、どうしても許せないこのことが
ぼくは何も話せない
燃える目がふるえるくちびるが
机のむこうの多くの目をはねかえす
みにくい差別の目をはねかえす

「書かない、提出しない」～社用紙から統一応募用紙へ～

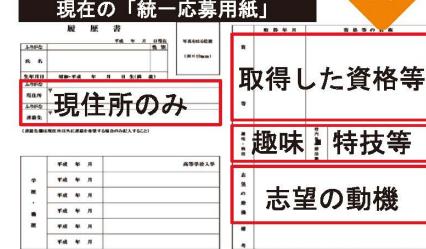
1970年(昭和45年)前半まで全国で使用されていた「社用紙」には、「本籍地」「家庭環境」等、本人の能力や適性と無関係なことが記載されており、差別選考に使われていました。このことで、被差別の立場におかれた子どもたちは希望しても受験をためらい、いざ受験しても就職差別による不合格という現実がありました。この現実を目の当たりにした教師たちは、差別的な採用選考制度を公正公平なものに変える取り組みを重ねてきました。長い取り組みを通して、1973年に差別選考をなくすための「統一応募用紙」が実現しました。

“差別”に気づき、考え、行動できる人間へ

就職差別撤廃の歴史から学ぶことのねらいは、被差別の立場におかれた子どもたちが差別に立ち向かって生きてきた人々を誇りとし、自らもそれに連なる生き方を選びとっていく力を育てることです。また、毅然と質問のおかしさを指摘できるような差別と闘う生き方を自らの課題として受けとめていくことにつなげていかなければなりません。

そして、かつて差別選考で傷ついた多くの生徒たちの想い、その生徒にかかわってきた教師の願いをもう一度共有して就職差別撤廃の歴史に連なることが必要です。

かつて使われていた「社用紙」

本籍欄あり 保護者欄あり 本來、自由であるべきことがたくさん 住居のこと地図まで
現在の「統一応募用紙」

取得した資格等 趣味・特技等 志望の動機

「聞かない」～企業の義務～

1999年(平成11年)には、「職業安定法第5条の4」の改正があり、「個人情報を収集し、保管し、使用するにあたっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集・保管・使用しなければならない」、「次に掲げる個人情報を収集してはならない」となりました。

- イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- ロ 思想および信条
- ハ 労働組合への加入状況

面めん接せつ

番号をよばれて、たちあがる

しつかりするんだと いいきかせながら

家で待つ 家族の顔が

暖かく ぼくをみつめる

「言わない」～求職者の権利～

統一応募用紙ができ、職業安定法が改正されてもなお、違反質問は高い割合で行われています。そこで子どもたちは、自分の進路が決まる“面接”でこれまでの学びから「その質問には学校の指導によりお答えできません」と答え、学校に違反質問の内容を報告しています。そんな生徒たちの一つひとつの「言わない行動」が、企業の差別選考に関する認識をかえ、行政や社会をえてきた原動力なのです。

